

# 消費者に信頼と安心を

## 商標「西陣」「西陣織」と「めがね型証紙」

西陣織工業組合専務理事

碓山 俊光

### はじめに

「特技懇誌」寄稿のご指名を頂いた。確かに、当西陣産地にとって知的財産権とりわけ工業所有権問題は、非常に重要な案件である。故に、これまで、様々な取組みを行ってきた。

翻って商標「西陣」「西陣織」は、昭和44年～50年にかけて取得したが、それ以前は、これに相当する形で「証紙」制度を導入、発行していた。

そこで、せっかくの機会であるから、先ず「西陣」「西陣織」の歴史を紹介し、次に、西陣産地が所管する知的財産ともいうべき「証紙」に触れ、最後に、知的財産権について述べる事にする。

### 1. 「西陣」「西陣織」の歴史

#### ルーツは5・6世紀

日本最大の織物産地「西陣」。日本一、いや世界一といわれる意匠力、伝統的な技術・技法、職人の蓄積、創造力と和文化・きもの文化の感性等々、最高峰のレベルを有する「西陣」「西陣織」。その「西陣織」のルーツを辿ると千有余年前の5、6世紀の頃に、大陸からの帰化人であった豪族秦氏の一群が山城の地（現在の京都市太秦の辺り）を開拓。農耕技術に加えて、養蚕と絹織りの法を移植したことにあるといわれている。

平安時代、政権を握る貴族達は、織物技術者をその身边に住ませた。宮廷の織物を掌る役所であったおひべのつかさ織部司は、これら織工達を督励して高級な綾・錦などを織らせた。

平安中期以後、こうした官営工房は衰えていくが、織

工達はなおも集住し続け、鎌倉時代には「大舎人の綾おおとねり」あるいは「大宮の絹」と呼ばれるものを盛んに織っていた。これが民業としての京都機織の始まりである。

また、宗から渡来した綾織の技法を模倣して、いわゆる唐綾を製織、貴紳や寺院の装飾用の綾・錦などの需要に応じた。

#### 西陣の呼称は応仁の乱

室町時代、応仁の大乱（1467年～1477年）が勃発。西軍・山名宗全、東軍・細川勝元率いる兵士たちが刃を交え、京都の町は兵火に焼かれた。

この間、織工達は一時和泉の堺などに離散疎開した。戦乱が治まると織工達は再びこの地に戻り、西軍・山名宗全の本陣跡である大宮辺り（京都市上京区）を中心に、大舎人座をつくり「大舎人の綾」を復活させた。これが「西陣」呼称の由来である。

安土桃山期、堺の港を通じて明の秀れた技術を輸入し、これまでの綾や錦、羽二重のほかに、新しいさや紗綾、紋織り、モウルなどをも発案し、高級精妙な西陣織の基礎を築き上げた。ここに、西陣は日本の絹織物機業の代表的存在となったのである。

江戸時代、特にその前半期は西陣機業の隆昌期であった。幕府の保護も著しく、高級織物を一手に掌握。

元禄、享保の頃は、「織屋町約百六十町、七千余台の機織の音がかまびすしく」と、まさに西陣の黄金時代であった。

また、大宮通今出川（京都市上京区）の角付近では、東西に糸問屋の大家が並び、取引高が一晩で千両を超した事から「千両ヶ辻」の名前が生まれたという伝説もある。

江戸後期になると、西陣機業は停滞斜陽化し、幕末に

は特に沈滞する。享保15年の「西陣焼け」、天明8年の大火、更に丹後、長浜、桐生等、新興機業地の台頭、天保の大凶作による高級呉服の需要悪化などがその原因である。

### ジャカード導入で飛躍的發展

しかし、明治の新時代と共に西陣は不死鳥のごとく見事に甦った。明治5年、西陣の技師・織工であった佐倉常七、井上伊兵衛、吉田忠七の3名をフランス・リヨンに留学させ、技術修得を図り、フランス製のジャカード、ボタンなどの機械装置を輸入。

また、翌6年には、伊達弥助が欧州に渡り、オーストリア製のジャカード、ボタンなどを持ち帰った。



フランスへ留学した(右から)佐倉常七、井上伊兵衛、吉田忠七の各氏

この留学は京都府や国の肝煎りではあったものの、留学・技術修得・機械装置の輸入等、一連の動きを見る時、旺盛な先取り精神を有する西陣人のしたたかさと、その先見の明には感じ入るばかりである。

これら洋式の技術と機械装置などは、明治20年前後に西陣に定着。コンピュータの原形ともいわれるジャカードをいち早く導入した西陣は、日本絹織業の近代的な技術革新の発祥地となり、その後、大発展をとげた事は周知の事実である。

日清戦争後、資本主義の発展と共に西陣機業の規模は質量共に拡大し、同業組合の組織化も進み、明治末には「織機2万余り、業者1万余り、職工徒弟3万余り、生産額は2千万余り」と、大機業集団に成長した。

大正・昭和にかけては、伝統的な高級精緻な手織り技術を一段と高め、日本の近代絹織機業の最高峰として帯地、着尺、金襴といった和装関係の高級品ばかりでなく、力織機の普及と共にネクタイや肩傘、室内装飾用織物といった洋装分野にまで活路を拓けた。

### 西陣の現状

昭和59年、当時の日本電々公社と共同開発した「NT-VRS(画像応答処理システム)」の実験放送を実施。

その後、個々の企業でもこうした研究・取組みが進み、デザイン部門においてCG(コンピュータ・グラフィックス)によるデザインの制作が進行、現在では、CGによるデザイン作りは当たり前の事となっている。

西陣の発展は日本の高度成長とスライドするかのごとく発展し、昭和50年代までは躍進し続けることになる。

この時、設備台数は3万数千台、西陣織従業者2万数千人、これに西陣関連の従事者を加えると3万人超となったのではないか。この3万人超という数字は、京都市民の人口百数十万人に対して、実に3%に相当するものである。そして、年間出荷金額は3千億円超を果していた。

しかし近年、生活様式の変化(欧米化指向による和装から洋装化への変化)、バブル崩壊後の不況等々で西陣はもとより和装業界は、非常に厳しい状況を迎えている。

幸い昨今、和文化の見直し、和装への追い風が吹き始めており、この風を的確に捕らえ、乗り遅れる事なくこの厳しい局面を乗り越え、更なる飛躍を図るべく施策を模索し、新しい歴史を作り続ける為の技術・技法を日々磨き、額に汗して努力研鑽を図っているところである。

尚、西陣産地は現在、帯地を中心にきもの、金襴、等の和装品、ネクタイ、肩傘、室内装飾用織物、服地、といった洋装品、更には、和装小物、額、タペストリー、グッズ、緞帳等々あらゆる織物を製織。(p28の表1~3を参照されたい)

この他、靴業界とタイアップしての金襴裂地を使用した靴や、クールピズに対応したネクタイなど新商品開発にも力を入れている。

表1 組合員数及び部会員数

工芸織部	帯地	450
	きもの	70
	室内装飾用織物	6
金襴部		87
洋装部	ネクタイ	41
	肩傘	14
組合員数		606

平成17年12月末現在（単位：社）

表2 設備台数

広巾力織機	261
並巾力織機	536
小巾力織機	4,856
手機	1,380
つづれ機	219
合計	7,252

平成17年12月末現在  
（単位：台）

表3 平成17年西陣織推定出荷数量及び金額

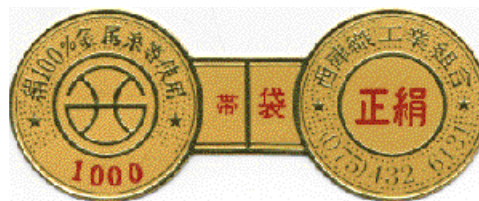
	出荷数量	出荷金額（千円）
帯地	691,780 本	28,716,104
きもの	87,382 反	2,292,897
ネクタイ	1,495,183 本	1,232,564
金襴	785,445 m <sup>2</sup>	4,582,070
室内装飾用織物	9,545,488 m <sup>2</sup>	9,171,480
その他	256,261 m <sup>2</sup>	1,750,723
合計		47,745,838

ある」と述べている。

34年7月1日、品質表示に関する規約（組合内規）が制定され、正絹織物に品質表示証紙が貼付されることになった。この「証紙」（めがね型証紙）は、製品の品質を明示し、責任ある販売をする為に、組合員が自主的に行うものだが、消費者に対しては組合が全責任を負う性格のものであった。

従って、万一規約に違反した者に対しては、除名、過怠金の他、組合に与えた損害の弁済を義務付けていた。

因みに、発行枚数は、34年度が149,940枚、35年度322,910枚、36年度713,771枚、37年度1,043,191枚であった。



現在使用しているめがね型証紙（袋帯用）

## 2. 商標「西陣」「西陣織」誕生まで

### 証紙制度の確立と品質表示事業

登録商標「西陣」「西陣織」誕生までの歴史的な経過を見ると、50年前に遡らなければならない。

昭和31年5月、現西陣織工業組合の前身である西陣織物同業協同組合の理事会で、他産地との類似品の選別、意匠保護の必要性から証紙制度導入と、証紙の発行を決定（昭和30年3月から主要集散地問屋組合からの要請で、組合員番号を明示した「西陣織証紙」が発行されていたが、対外的にも、そのPRも無いまま、ほとんど利用されていなかった）。

証紙は、製品価格別に7種類に色別し、組合員番号が明示されていた。そして、同年7月1日から「証紙」（産地表示証紙）を発行。連日4、50業者が証紙を購入するという予想以上の反応があった。

これに対して、当時の証紙委員会委員長は「月額の上から算定すれば、1カ年4億5千万円の商品に貼付される事になる...中略...全く画期的な成功といわねばならない」とし、「自分の作品に自分のナンバーを打つ事は、自己の責任を明らかにした極めて紳士の商道徳な方法で

また、ネクタイでも36年7月1日から、正絹物の品質表示証紙と産地表示証紙を発行。併せて、ネームも貼付するよう制度化した。

37年10月1日から家庭用品品質表示法が施行（同年5月4日、法律第104号として公布）されたのを受けて、組合では、この法律に準じた「西陣織物品質表示規程」の草案作りを急ぎ、組合員で帯地の品質表示をしようとする者は、1号証紙（正絹・絹100%）または、2号証紙（交織）を貼付しなければならないとした。

この証紙は、組合員である為に得られる産地表示を兼ねた証紙として誕生した。尚、西陣織物品質表示規程は38年6月26日の総代会で承認可決、即刻実施された。

因みに、施行当時の規程にかかる証紙の種類は次の通り。

- 1号証紙（帯地の正絹の品質表示証紙）
- 2号証紙（帯地の正絹以外の品質表示証紙）
- 3号証紙（マフラーの品質表示証紙）
- 5号証紙（金襴の品質等表示証紙）
- 6号証紙（ネクタイの品質等表示証紙）
- 7号証紙（ショールの品質等表示証紙）

また、帯地製織の組合員が品質表示をして出荷する場合、品質表示証紙と生産数量調整規則に基づく確認証紙

の2枚を貼付しなければならない為、組合員から手数の煩わしさに対する是正の声が高まって来た。これを受けて組合は、日絹連合会を通じ、通産省と折衝。その結果、西陣業界の特殊性が認められ、品質表示証紙1枚を貼付する事で、数量確認証紙を代行する事が可能となった。

組合は39年2月14日、総代会を開催。これを承認し、即日実施した。併せて、数量確認は品種別に数量が異なる為、品質表示証紙には袋帯、なごや帯等の品種も印刷される事となった。

以降 伝統的工芸品「西陣織」表示事業実施規程  
本金織物品質表示規程 爪搔本綴帯証紙規約 西陣手織工芸金襴証紙規約 「西陣一条帯」証紙規約 西陣手織帯証紙規約 等、それぞれの検査基準、規程、規約に則っての「証紙」を発行。消費者に対して適正な情報提供を行うと共に、「西陣織」の品質維持及び声価向上を図ってきた。

中でも、平成16年度から開始した「手織帯証紙」は“手織帯現反検査規約”を設け、証紙発行までには、(製織)現場確認を行い、品質・用尺検査を実施、した上で、規約(基準)に合格した製品についてのみ合格印を押印し、証紙を発行・貼付することとした。

以上のように、「証紙」は一貫して製造者責任を負うべく製造者番号を明示することを貫き、時々に応じた産地表示や品質表示等を改良明示し、消費者への情報開示に努め、その果実として「西陣織」に対する信用を築き上げた。正に、トレーサビリティの実践と「西陣」「西陣織」の声価高揚の役割を果たしてきたのである。

こうした事から考えると、「めがね型証紙」は冒頭で述べたように、西陣産地が所管する知的財産であり、登録商標誕生以前から商標の役割を十分に果たしてきた、また、消費者からも認知されていた、と自負出来るのではないか。

尚、西陣の顔ともいえる「めがね型証紙」の商標登録については、昭和43年に申請を行い、16類・17類(現在は、24類・25類)共に同46年に登録(認可)され、以後、現在に至るまで、文字どおり、登録商標として、高い信用と評価を得て来たのである。

### 証紙監査実施

昭和38年10月、消費者から「ある袋帯について、品質に偽造があるのではないか。一度調べて欲しい」旨の

投書が届いた。早速品質表示委員長と事務局が投書に基づき某百貨店を訪れ、当該商品並びに違反らしき商品6点を発見。これを買取り、当時の京都市染織試験場に試験を依頼したところ、「1号証紙」が貼ってあるにも拘らずその製品は交織織物である事が判明。組合は早急に理事会でその処置を審議した結果、次の処分を決定した。

即ち、

全前売り商品を誠意をもって回収し、繊維製品品質表示法に基づく合法的表示を行った上、販売する事、組合が既に発行した品質表示証紙全部を没収し、向こう3カ月間証紙の発行を停止する事、

過怠金5万円を課する事、

始末書の提出、

組合が買い取った商品は、違反者が全て買い取る事、組合員に対する速報を発行し、違反者の氏名、証紙番号を記載すると共に、試験結果及び投書の内容をも記載する事、

買継商社及び織商社にも事実の公告を行う事、

以上であった。

こうしたことから39年度、積極的な監査を行う事とし、役職員が問屋・商社に出向き、疑わしいと思われる商品を買取り、京都市染織試験場で検査を実施。

更に、41年度からは、監査対象を問屋・商社だけでなく、地方の百貨店にまで拡大、より一層監視の目を強める事にした。こうした産地問屋・買継問屋の調査は、今日まで継続的に続いている。

43年度、品質表示啓蒙ポスターを作成、発行。44年度、調整委員会とタイアップし、一斉監査を実施。産地問屋・商社88社、京都織商社140社に対して行った。

昭和50年10月、証紙監査で偽造証紙を発見。帯地証紙偽造による商標法、意匠法違反で3名を西陣警察署に告訴するという事件が起こった。

この事件は、その後、西陣署の捜査の結果、更に4名の偽造証紙使用者が判明した為、同じく商標法、意匠法違反で告訴するという事件にまで発展した。

組合では品質管理委員会、調整委員会、帯地部役員会、理事会等で協議、

一般の人が識別出来ないほど巧妙な酷似証紙を偽造している事、従って、これを放置すれば、産地秩序の維持が不可能である事、

組合の品質保証を不可能に追い込む事、

この事件は、数人にも及んでいる為、他にも発見される可能性がある事、

偽造証紙を印刷した印刷所を追及する必要があり、捜査当局の手を煩わさざるを得ない、

等々から、告訴に踏み切ったと説明した。尚、この時、偽造証紙を印刷した印刷所は、2社であった。

同時に、告訴した7名のうち、黒共帯製造業者（1名）が製造した黒共帯について、京都市染織試験場での検査の結果、正絹証紙が貼付されているにも拘らず、人絹が43%も混入されていた事が判明。組合は、在庫商品並びに問屋商社段階までの在庫商品の回収を行わせると共に、地方の集散地問屋商社に対してまでこの事実を報告、併せて、当該商品の回収を依頼した。

勿論その後、この業者に対しては、規約等に則り、過怠金等厳しい処分が下された事はいうまでもない。

### 意匠保護事業

昭和33年7月、西陣絹人絹織物工業組合（翌34年に西陣織物工業組合に改称）発足と共に、意匠の保護などに関する規約が制定され、意匠保護委員会が誕生した。

規約は、「組合員の織物意匠等の創作考案を助長すると共に、その考案による権利を保全し、取引の公正と西陣織物の声価を図る」事を目的とした。

従って、これらの意匠の保全を期す為、組合は組合員を代行して日本染織意匠保護協会の意匠保全登録を行う事になった。

同時に、意匠法による意匠権の出願については、斡旋業務を行う事、また、特許法または実用新案法による織物の出願公告があった場合は、その内容を審議し、西陣において公知公用のものであり、西陣織物の振興を阻害する恐れがあると認められた時は、異議の申し立てをする事が出来ると規定された。

このようにして意匠保護事業を開始した結果、初年度は、141件の登録をみた。因みに、日本染織意匠保護協会（昭和28年、図案、織物卸、広巾手捺染の三業界が設立した「関西広幅捺染意匠保護協会」の業務を引き継いだもの）は、32年、京都の染織関係11団体によって任意の団体として発足。染織品の「意匠」保護と盗用・模倣防止を業務の大きな柱とした。

35年末、意匠保全登録証紙使用規程を決定。証紙を発行・貼付する事で、意匠の保護と意匠保全登録証紙の促進、更に、西陣織の声価高揚を図ろうとした。従って、証紙貼付違反者には、厳しい罰則を適用するよう明示した。

こうして同事業は、36年度から保全登録も飛躍的に増大するなど、軌道に乗る事になった。

また、意匠保護委員会では、意匠保護に関する啓蒙運動を積極的に展開していたが、37年度、“意匠保全標語”



西陣織製品

を募集。この時、全国から実に4,391通の応募があった。入選作品は、なかなかのものなので紹介しておく、一席「よい意匠 きれいな手から 心から」二席「西陣の 誇りは創意の 意匠から」三席「工夫から 生まれる意匠 育てる登録」「意匠保護 明るい西陣 生む力」佳作「品には良心 柄には創意」「盗むな 真似るな 尊い意匠」「デザインに 誇りと自信と 責任を」「創作ネ 傑作意匠ネ 西陣ネ」「良心も 織りこむ西陣 よい意匠」

これら標語は、その後の啓蒙活動に使用され、効果を上げた。

ところで意匠侵害は、38年度・44年度に多数発生している。

その過程は、参考本、織物大会図録、雑誌等、印刷物によるものが最も多く、その他、加害者自身が実物を模写するケース、取引商社の依頼、図案家、紋意匠業者自身によるものがみられた。

また、他産地からの盗用も発生し、意匠保護委員会では西陣意匠紋紙工業協同組合や桐生内地向織物協同組合との懇談会を開催。意匠盗用の防止に努め、43年8月には、西陣意匠紋紙工業協同組合と意匠保護に関する協約書を締結した。

平成8年9月、次のような事件が発生した。デザイン・織組織などを100%模倣し、カイキリに織り込まれた称号（個人名・落款など）をそっくり模倣したというもの。

侵害の手口は、被害者の会社に勤務していた元従業員がフロッピーをコピーし、独立後にそっくりさんを製造し、販売した。これは、帯地部会員の創作袋帯を100%侵害したもので、当局は、不正競争防止法違反・私文書偽造違反で初の告発を行った。

この時の組合の見解は、「極めて悪質であり、厳しい処置は当然である」としたものであった。

同じ頃、全日本帯地連盟（昭和28年2月発足、西陣織工業組合・博多織工業組合・桐生織物協同組合で組織）は、群馬県で会合を持ち、知的所有権問題について連盟として取り組んでいくことを決議。以後、意見交換や情報交換等を続けてきた。

このように組合は、各方面で様々な取組みを展開してきたがその基本は、日本染織意匠保護協会との関係を密

に取りながらの「意匠」の保護と盗用・防止にあたるという事ができる。

平成15年7月14日、同協会が「特定非営利活動法人日本染織意匠保護協会」に改称、発足し、公益的課題を担う立場を明確にした。当組合は、構成11団体の一団体ではあるものの、同協会の幹事的な存在として重要な役割を果たし、現在でもその中心的な重責を担っている。

因みに同協会は、全国でも認知された唯一の染織意匠の保護活動団体として、重要な役割を果たし、平成17年度は7,032件の登録申請を受け付け、6,853件の登録を行った。

尚、意匠盗用などによる侵害は、一般的には「民事的」示談によって解決されるようだが、組合では、被害者から組合に提訴があるものについては、規約によって全て「刑事的」な処分を適用してきた。

### 3. 商標「西陣」「西陣織」の確立

以上のように西陣産地は半世紀も前から、即ち、トレーサビリティという言葉が生まれる前から証紙制度を導入。証紙を発行、貼付する事で、一般消費者に対する情報開示（生産者・産地・品質表示、等の明示）を実践、市場原理を考慮した、証紙による生産調整をも図りながら、販売活動を続け、「西陣」「西陣織」の声価高揚に努めてきたのである。

高度経済成長時代のまっ只中、商標権問題が俄かにクローズアップされ、その誕生は、昭和44年から50年にかけてであった。

因みに、「西陣」は16類を44年に申請、50年・認可。17類は44年・申請、46年・認可。また、「西陣織」は16類を44年に申請、50年・認可。17類は44年・申請、47年・認可であった。ここに、商標「西陣」「西陣織」が真に確立したのである。

前章で、「めがね型証紙」は西陣産地所管の知的財産として、商標の役割を果たしてきたと述べたが、商標「西陣」「西陣織」の誕生は、やはり百万の味方を得たごとく心強く、そして何よりも、だれ憚る事なく声を大にしたアピールが可能になった。

この事によって、当産地組合は消費者本位の信頼と安心を与える産地づくりに徹し、その浸透に努め、成果を上げて来た。一方、消費者はこれを認知し、需供者双方の信頼関係を築き上げて来た。



登録商標

しかし、誕生までには様々な難関があった。これを担当したのが振興開発委員会。先ず「工具」「菓子」「遊具」「紙」「化粧品」に、「西陣」の商標が出願されている事をキャッチ。早速、財団法人生産開発科学研究所（生研）に相談を持ちかけ、同委員会と事務局は生研へ日参。工業所有権（特許・商標・実用新案・意匠）のレクチャーを受けた。

一方、生研は「西陣」に関する調査結果をまとめ、稀釈化防止と粗悪な商品に使用される事の防止等を提言。

商標「西陣」を、組合に一元化する事、

商標「西陣」「西陣織」を全商品区分（34種類）に出願する事、

組合員に広く啓蒙し、認識を高める事、

などとした。

次に、特許庁との出願折衝。西陣の状況を説明し、アドバイスを頂きながらの折衝となった。続いて、全国の公共団体、流通団体などを訪問し、西陣織工業組合が永年「西陣」「西陣織」を使用している事の証明書を徴収した。その数約150通。膨大な時間と人員を費やした。そして、出願作業を経て、出願を果たした。

この間、約2年。関係類の16類、17類を中心に、「西陣」が20の商品区分、「西陣織」が22の商品区分に登録された。

商標権確立後、西陣産地では、テレビ、新聞、雑誌等、あらゆる媒体を通じ、また、全国各地で実施する催しなどでも、ポスターやパネルでPR・啓蒙し、更に、封筒や名刺に至るまで『®』表示を徹底化している。

その結果、同商標は、後世に残る、代々引き継がれていく偉大な知的財産として高い評価を得ると共に、有名商標として認知される事になった。

尚、平成2年10月29日、組合は総代会でこれら商標権を「組合が発行する証紙を適正かつ明確に表示する事

により、商標の名声高揚と証紙の使用を保護すると共に、消費者の便宜を図る事」として、（昭和50年2月、「産地表示規約を制定、これを引き継ぐ形で）「商標権表示証紙規約」を制定。帯地について、商標権表示証紙を貼付しなければ出荷してはならないとした。

また、これに先立ち、ネクタイは、商標「西陣」「西陣織」が西陣以外の産地で生産されたネクタイに無断で使用され、西陣織ネクタイのイメージを損なっている事を憂慮し、商標使用に関する認可規格を決定。56年4月1日から、織ネーム及び下げ札で、製品化されたネクタイのみに使用する事、とした。

尚、ネクタイ等、海外にも需要拡大を目指す当産地組合は、韓国で「西陣」45類を申請、昭和49年に認可を得た。また、マレーシア、中国については、平成17年、「西陣織」24類・25類で申請しており、いずれ認可されるものと確信している。

ところで、最近、日本からヨーロッパへ輸出する商品に、日本を代表する織物であり、登録商標である「西陣織」を使用させて欲しいとの問い合わせがあったが、当組合は「組合員に限る」という大原則のもと、丁重にお断りしたという事もあった。

#### 輸出中小企業製品統一商標法

前述のように、海外にも活路を求めた西陣産地は、昭和45年7月17日に成立した「輸出中小企業製品統一商標法」の申請を行い、同49年4月1日付けで通産大臣から認定を受けた。

その申請のきっかけは、昭和40年、当時のネクタイ部がホンコンで展示会を開催。その直後、台湾の業者がネクタイ等に付ける為、台湾の特許庁に「西陣」という商標を申請していた事が分かり、通産省の貿易振興局の力添えを得て異議申し立てを行い、却下に至った事である。

その後、「統一商標制定」の動きを知り、貿易振興局を訪問、相談に乗って貰った。しかし、この法には条件があり、産地の生産の3分の1以上が輸出されていないといけないという事。ところが西陣は0.5%もあるか無いかという状況。

最初は話にならないという状態だったが、とにかく貿易振興局に通い、西陣の現状、状態等々を詳しく説明し、貿易振興局でも真剣に検討を重ねて頂き、また、西陣に視察にも来て頂いた。

その後、法案が国会にかかるという段階で、理事長、輸出委員長が参議院商工委員会にて証言する為に委員会に出席。こうして、7月17日、国会を通過した。そして、49年4月1日付けで、認可を受けた。

この時、認定指定を受けた品種（品質）は、紋織の絹織物（先染に限る）であった。

尚、当組合は、近年こそ減少したものの、昭和50年代以降、年に数回は海外展を開催（主催・協賛参加等）、販路開拓を含めた「西陣・西陣織」ブランドのPRに努めてきた。

### 地域ブランド法

地域団体商標（地域ブランド法）が平成18年に制定され、そのほとんどの伝統工芸品産地に随時産地ブランドが認可されるであろう事は、非常に喜ばしい事である。

これにより、国外生産品や類似品との差別化、差別化が鮮明になり、消費者に対してより一層分かりやすい情報開示・トレーサビリティが可能になる。

当産地組合としては、こうした国の取組みは大歓迎だし、その成果に期待を持って見守っていきたいと考えている。

ところで、わが町・京都からは、128件（平成18年10月26日現在）の申請があり、その後15件（平成18年12月5日現在）の認定をみたが、同じ京都の住人として、

また西陣人として、喜ばしい限りである。

尚、当組合からは、「西陣爪搔本綴織」「西陣御召」「西陣金襴」の三件について申請を行った。しかし、残念ながら同法第1回目の認定には至らなかったが、今後とも、これまで同様、技術に磨きをかけ、努力していくことにしている。

### 京都不正商品対策協議会、等

平成5年9月6日、同協議会が発足した。協議会は、意匠権、商標権、著作権などのコピー商品が問題化されたこの時期、京都府警の呼びかけで設立されたもの。

従って、会のメンバーは当産地組合はじめ染織関係団体、NPO法人日本染織意匠保護協会、日本音楽著作権協会京都支部、京都を代表する企業7社、京都府・市、京都・大阪税関、京都府警からの17団体・社で構成。

尚、不正商品とは、知的所有権を侵害した商品を指し、同協議会は、不正商品に関する情報交換、広報活動等の事業を推進し、以て、不正商品の排除と知的所有権の保護に寄与する事を目的とした。

例年、様々のイベントなどに参加し、“相談コーナー”や“偽ブランド商品等見分け方コーナー”などを開設。PR・啓蒙活動を続けている。



昭和の能装束・長絹「萌葱地花籠垣秋草文様」

一方、当産地組合は組合独自の「西陣織知的所有権問題協議会」を平成9年に発足。(社)日本図案家協会、西陣意匠紙工業(協)、(協)西陣紋様同志会の4者で構成。「著作権」、「所有権」、「使用权」を明確にし、創作意匠を侵害から守る事、西陣織のデザインを中心に、これら三権のルールを確立し、これに関する誓約書を作成する事、などとして独自の取組みを続けている。

以上のように、知的財産権は、当産地組合にとって非常に重要な問題であるし、ある面死活問題にまで発展する問題点をも孕んでいる場合もあると考えられる。

それだけに、その取組みにも力が入るわけであるが、問題の性質上、前述の如く、当産地組合だけでは対応できない部分が多々あり、また、非常にデリケートな要素をも抱え、難しい部分がある。

加えて、その審査(検査)基準等は、公明正大さが求められると共に、申請から認可(許可・合格)までのスピーディーさをも要求される。

それだけに、審査をされる方々のご苦労は並大抵の事ではないだろう事は、想像に難くないが、ともあれ、こうした事を合わせ持った機関、即ち、特許庁をはじめとする公的な機関こそがその任に最も相応しいのではないかと考える。そして、今後、益々、そうした声は強まるのではないかと思うのである。

昨年の秋、京都府・市は、平成17年の年間観光客数を発表した。

それによると、府は、7,087万人(前年比3.2%増)で、初めて7千万人を突破した、また、市は、4,727万人(同3.8%増)で、5年連続過去最多を更新中だとの事。

今、西陣業界を始めとした和装業界は、大変厳しい状況にある事は先に述べたが、和文化の見直し、和装に対する追い風が吹いている今こそ、京都を訪れる7千万人の方々に、商標「西陣」「西陣織」とその製品の優秀さをアピールし、産地振興に努めていきたいと考えている。

また、幸いなことに、京都府・市は平成17年秋、京都の誇りである伝統産業を対象にした条例、即ち「京都府・伝統と文化のものづくり産業振興条例」「京都市・伝統産業活性化推進条例」を制定・施行した。これは、府・市が地域で重要な地位を占める伝統産業の不振を憂い、西陣産地をはじめとする京都の伝統産業の再生に向

けて新たに協調して取り組む決意を表明したものである。正に機は熟したのである。

永年にわたり、「商標」出願、知的財産の保護の重要性を訴え続けた一人として、今さらながら、商標「西陣」「西陣織」は、産地の偉大なる財産である事を再認識している昨今である。

同時に、「地域団体商標」法の制定は、昨年が制定元年の年であり、それだけにこれまで比較的関心の少なかった国民(消費者)に対して、広くそのコンセンサスを得、浸透を図り、商標を前面に押し出した知的財産をアピールしたいものである。

## profile

碓山 俊光(いかりやま としみつ)

昭和33年7月	西陣織物工業組合	入組
昭和49年10月	西陣織工業組合	組織課長
昭和51年4月	"	企画部長
昭和55年7月	"	振興部長
昭和61年8月	"	事業部長
平成元年7月	"	西陣厚生年金 基金担当部長
平成4年7月	"	事務局次長
平成6年8月	"	事務局長
平成8年6月	"	事務局長
	兼(株)西陣織会館	取締役
平成8年9月	"	専務理事
現在に至る		

### 現在の主な役職

(社)日本絹人織織物工業会理事  
 (社)日本絹人織織物工業組合連合会 理事  
 (財)伝統的工芸品産業振興協会  
 伝統工芸士審査委員会 委員  
 特定非営利活動法人 日本染織意匠保護協会 理事  
 (財)西陣織物館 専務理事  
 西陣織工業組合 専務理事

